

日本共産党の斉藤由美子です。通告に沿って、分割で質問いたします。（全14項目）

### 1. 国葬について(3点)

岸田首相は、安倍元首相の死去に対し、「国葬」を行うことを閣議決定し、その理由については、「憲政史上最長の8年8カ月にわたり卓越したリーダーシップと実行力で・・・内閣総理大臣の重責を担った」「東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を様々な分野で残された」「その御功績は誠にすばらしいものがある」などと礼賛しましたが、国葬を行う法的根拠はありません。国民の懸念に耳を貸さず、安倍氏の功績を一方的に褒めたたえ、国葬実施を押し切る姿勢は問題です。

安倍元首相による内政・外交政策などの様々な問題や疑惑は、決して過去の問題ではなく、岸田政権がその基本点を継承すると言明しているもとの、今日の日本政治の問題点でもあります。

安倍元首相の政治的立場や政治姿勢に対する評価は、国民のなかでも大きく分かれており、国が費用を丸抱えする国葬は弔意の強要につながる危険が極めて高く、反対の声は広がる一方です。このまま国葬を行えば、国民に新たな分断をもたらすことにもなりかねません。そこで3点お聞きします。

■①安倍元首相の「国葬」に反対し、国に対して中止を求めること。

■②全ての市有施設などで、半旗掲揚や関係者、来庁者等への弔意呼びかけなどを行わないこと。

■③公費を使い、行政関係者の立場で「国葬」に参加しないこと。

以上3点について、見解を求めます。

### 2. 統一協会問題について(4点)

安倍元首相の襲撃事件をきっかけに、旧統一協会（世界平和統一家庭連合、以下「統一協会」）及び、その関連団体の問題が明らかになっています。多額の寄付の強要や靈感商法などの被害実態、集団結婚式などにかかる人権侵害、閣僚をはじめ多くの国会議員や地方議員を通じた政治への関与などが連日報道されており、しんぶん赤旗では毎日連載が続くほど問題が噴出しています。

本市においては、佐藤市長が「日韓トンネル」構想の推進団体に対し、2015(H27)年と2018(H30)年に「豊予海峡ルート」の講演を行ったことが明らかになりました。

統一協会は、様々なフロント団体をつくって勢力を拡大し、SDGs・地域清掃・ボランティア・靈感商法などで関係を深め、信徒へとつなげていくカルト宗教団体です。選挙支援などの形で政治家との関係を深め、広告塔として利用し、行政への寄付行為なども通じて社会的なお墨付きまで受けている実態も重大な問題です。団体の原資は、被害者である個人や

家族の財産であり、反社会的な行為によって集められたものです。

今後のためにも、大分市として、統一協会や関連団体とのかかわりを明らかにし、被害の実態把握なども行って、対応すべきと考えます。そこで4点お聞きします。

■①市長が関連団体に対し講演を行っていたことについて、「豊予海峡ルートを広めたい一心で…」という対応の甘さを感じます。団体についての認識も含め、今後の対応について見解を求めます。

■②当然のことながら、本市並びに本市関連外郭団体は、統一協会などとの関りを、一切断つべきです。団体についての認識も含め、今後の対応について見解をお示ください。

■③本市及び本市関連外郭団体とのこれまでのかかわり(寄付金の受け取りや団体企画の後援、メッセージの送付や職員の派遣、市施設の使用許可など)を全て調査し、明らかにすべきです。見解を求めます。

■④家庭も家族関係も壊され、人生を狂わされるような被害の実態は深刻です。「宗教2世問題」なども含め、被害者のための相談窓口を設置すべきと考えます。見解を求めます。

### 3. 教育の政治的中立について

夏休み前の7月、読売 KODOMO 新聞が、市内ほとんどの小学校で、4年生以上の児童に無料配布されました。この7月14日号は、1面に「安倍元首相 撃たれ死亡」の大きな見出し、2面、3面にも「経済立て直し」「アベノミクスや五輪招致」「株価回復、消費税アップ」など、安倍氏の功績を礼賛する政治的な内容が見受けられます。

配布までの経過としては、事前要請の際に持ち込まれたのは6月16日号で、この紙面は確かに政治的な内容を強く感じさせる記事はなく、配布を了承したとのことでした。聞けば、配布は昨年も行っており、もはや問題意識もなかったのではないのでしょうか。

過去にも2019年6月の参院選を前に、「読売KODOMO新聞」の中高生向け特別版が、大阪府や京都市などの学校で配布され、大阪府内においては、全ての小中高校、支援学校に、紙面の内容と連動したDVDまで配られるという事案がありました。その時の1面にも、安倍氏の大きな顔写真が掲載され、その他、新聞社や学習塾などの広告満載の内容で問題になりました。

当時、この新聞配布について、京都大学の駒込 武(こまごめ たけし)教授(教育学)は、2つの問題点を指摘されています。

一つは、読売新聞社や広告を掲載した学習塾などへの「便宜供用」という点です。「義務教育諸学校教科用図書検定基準」では、特定の営利企業や商品などの宣伝を禁じており、こうした配布物についても教科書同様、この基準に準じた制約があるべきであり、学校現場にズカズカと宣伝が入り込むようなやり方は許されないと述べています。

新聞社は、学校で配ってもらうことで、新聞折込広告や全戸配布のポスティングなどに多大な経費をさくことなく、学校を通じて「マーケティング」の対象ともいえる小・中・高校生などの家庭に直接現物を届けられるという利点、また、学校が配布することで、地方自治体からお墨付きを受けた印象にもつながり、営利企業にとってこんなにオイシイ話はありません。今回配布された紙面にも、塾やテスト、雑誌などの広告が掲載されています。

二つ目には、公教育の政治的中立を侵すという点です。新聞社には報道機関としての独自の政治的立場があり、行政が特定紙を生徒に無料配布することには問題があります。近年、推進されている「教育に新聞を」という「NIE」の取り組みの一環で新聞の活用を広げようとする動きはありますが、そうした観点であれば複数の新聞を比較検討した上で、生徒がそれぞれの政治的立場を見極める力を養うことが重要であり、公教育の現場においては、複数の新聞を公正に提供することが求められます。

2019年は参院選も控えていたことから、自民党総裁でもある安倍首相の写真を中心に据えた新聞配布は、特定政党支持などを禁じた教育基本法の規定に抵触し、公職選挙法が禁ずる事前運動にも相当する可能性があるとの駒込教授は述べています。

今回は参院選後の配布ではありましたが、記事は安倍氏の功績を讃える政府見解と同様の内容です。また、配布された時期は、まだ襲撃の際の生々しい映像が繰り返しニュースなどで流され、多くの国民がこの事件に大きな衝撃を受けていた頃です。精神的な負担にもなりかねないカラー刷りの新聞が、確認されないまま児童に手渡されたこととなります。

学校現場では学期末の慌ただしい中、「新聞の配布について知らなかった」「図書館で注文したものだと思っていた」などの声を聞きました。コロナ対応や学級閉鎖などもある中、急な配布で確認どころではなかった、というのが実態のようです。

「大手の新聞だから」「無料だから」「前年度も配っているから」と、思考停止に陥っていなかったか、十分に検証すべきです。配布については学校裁量にされたとのことですが、市教委が了承すれば、配布するものとして認識されるはずですが。

学校からの配布物となれば、生徒や保護者の意思は確認されません。だからこそ、配布については十分な確認が必要だったのではないのでしょうか。そこでお聞きします。

**■今回の読売KODOMO新聞の配布について、改めて大分市教育委員会としての見解をお聞かせください。**

#### 4. 職員の労働環境について(2点)

6月30日付の大分合同新聞に、大分市の消防救助隊員が屋外での業務中、熱中症とみられる症状で一時意識不明になったことが報じられました。詳しく聞き取りを行ったところ、消火栓の点検作業に、「暑熱順化トレーニング」といわれる、暑さに体を慣らす訓練を兼ね、重さ16キロの装備を4人全員が着用し、2人1組の作業中に起こった事故だと聞いています。作業開始から20分後に一人の体調が悪くなり、ペアを組んでいた署員が別の署員に場所を伝えようと現場を離れた間に、けいれんを起こしている署員を見つけた住民が119番したとのことでした。

近年の異常気象は言うまでもなく、6月でも命に関わる猛暑となります。現場の過酷な状況に耐えられるよう訓練を合理的に行っていたと聞きましたが、体調の変化や急変に対応できなかったことを重く受け止めるべきです。この業務と併せた訓練を署外で行うにあたり、体温や心拍数など体の状態をすぐに確認できる救命道具などは携帯していたのか、現場を離れる前になぜ救急車を先に呼べなかったのか、迅速に対応できるよう重装備をつけない署員がいるべきではなかったかなど、訓練の設定について大いに危惧しています。

体調に著しい変化が生じる訓練は、常に体調を確認し、対応できる環境で行うべきではないでしょうか。聞けば、点検中に出勤することも想定し、皆が重装備だったとのことですが、訓練によって急激に体力を消耗した状態で現場に向かうことが、業務遂行にあたって適切なのか、市民目線でも不安になります。

今回の事故は、「熱中症予防強化キャンペーン」の最中で起こっています。国からの文書には「近年、気候変動等の影響もあり」「熱中症リスクは非常に高くなることが考えられ、例年以上に一層の危機感を持って対応しなければなりません」「熱中症予防行動のより一層の定着を目指すことを令和4年夏の目標としております」と、書かれています。

意識不明に陥る訓練について、暑い時期の訓練のあり方や注意点について、どのような検証が行われたのでしょうか。今回倒れた署員のご家族は、どんな思いをされたか、地球温暖化が深刻な暑さをもたらす中、慣れるとは言っても、人の体はそう簡単に変わるものではありません。体の変化に一番敏感に、危険を察知しなければならない立場にあって、「暑さに負けるな」と言わんばかりの精神論で、訓練を乗り切ろうとするようなことがあってはならないと考えます。

この事故を受け、6月30日付で「安全管理(熱中症対策)の徹底について」との文書が回覧されていますが、その内容も一般的な熱中症予防の対策についてでした。

「安全管理」に関する資料については、「大分市消防職員安全管理規定」は平成28(2016)年3月30日改正、「大分市消防訓練安全管理要綱」は平成24(2012)年8月15日改定のものであります。また、「警防活動時等における安全管理マニュアル【改訂版】」の熱中症対策の抜粋はわずか5項目の行動内容が示されているだけです。過酷な現場で活動を行うからこそ、近年の地球温暖化や猛暑に応じた具体的な改善が求められるのではないのでしょうか。そこでお聞きします。

■①近年の気候変動や異常気象に対応し、「暑熱順化トレーニング」などの訓練が安全に行えるよう取り組み方を見直し、共通認識にすべきだと考えます。見解を求めます。

■②消防署員のみならず、市職員の労働環境についても、残業時間の上限はもとより、夏場の屋外業務の状況、危険な作業に伴う手順などが徹底され共有されているか、規定を超える業務が黙認されていないかなどの検証は行われているのでしょうか。お聞かせください。

## 5. 公営住宅の家賃について

今年4月、日本共産党の山添拓参議院議員が、新型コロナ対策で給付された国や自治体からの給付金や協力金などが収入に算入され、公営住宅の家賃が引き上がる問題を取り上げ、▽こうした声を認識しているか、▽家賃算定の基礎となる収入から、給付金や協力金を除外することは可能か一などの内容の質問主意書を提出しました。

これに対する4月22日付の答弁書で、▼給付金・協力金などが収入に算入され「公営住宅の家賃の額が前年度の家賃の額を上回ることはあり得る」との認識が示され、▼給付金や

協力金を家賃算定の対象外となる「一時的収入」とすることは「公営住宅の事業主体の判断」で可能、としています。

この間のコロナ対策、事業者支援、物価高騰対策などの目的を踏まえ、自治体は住民の立場に立って、寄り添った対応をすべきです。そこでお聞きします。

■大分市においても、今後、給付金や協力金を「一時的収入」とし、家賃の算定に加えないようにすべきだと考えます。見解を求めます。

## 6. 上下水道について

本年第2回定例会の足立議員の一般質問で、「今後の水道料金体系の在り方について見直しが必要ではないか」との質問に対し、「本年度、料金体系を見直す」との答弁が出されました。

この間大分市は、平成29(2017)年4月に逡増度(ていぞうど)を抑えた料金改定と大口使用者等特別料金制度の導入を実施し、平均で4.92%の引下げを行いました。大口の水道料金を引き下げ、利用促進を図ったわけです。

いま市民生活は、物価高騰で追い詰められています。今後も食料品や生活必需品の値上げは続くと言われており、ライフラインである電気代、ガス代、ガソリン代なども軒並み値上がが続いています。

大分市の水道料金1か月の平均は、2,959円です。この水道料金は、全国平均より162円高くなっています。大分市においてはこれまで、コロナ対策で事業者の水道料の免除などを行い、生活と営業を支え喜ばれました。今度は市民生活を支援する時だと思えます。

岸田首相も、電力やガスなどの負担軽減策を検討する旨の発言をしています。料金体系の見直しにも、昨今の生活実態に寄り添った判断が求められます。そこでお聞きします。

■一般家庭や事業所に対する物価高騰対策として、水道料の引き下げを早急に検討すべきです。見解を求めます。

## 7. 高崎山の猿の寄贈について

3月議会で提案されました、高崎山の猿の寄贈については、相手国であるウルグアイからの辞退という形で撤回されました。この間、様々な動物愛護団体や個人の方から、この寄贈について、中止や撤回を求めるとご意見が寄せられ、わが党議員団も、この件に関し調査や検証が不十分であったことを反省いたしました。

この事業については、その後、受け入れ態勢などについて、相手国との間で多少のくい違いもあったと伺いました。最終的に相手側からの辞退で中止されましたが、本来は動物愛護の基本に立ち、「友好のしるしとして生きた動物を寄贈する」という考え方そのものを改めるべきだったと考えます。そこで確認ですが、

■猿を寄贈するという考え方を根本から見直し、寄贈計画は今後も無制限で行わないとすべきです。見解をお聞かせください。

## 8. 自治会財政について

自治会が行う募金や寄付などについて、複数の方から、ご意見が寄せられました。

「自治会が行う募金の負担が重くなっている」「自治会で目標額まで補てんするので、募金ではなく事実上の協力金だ」「『赤い羽根共同募金』は、所得税控除など税制上の優遇措置の対象となるもの。現実的に領収書を求めることはしていないが、本来はこのような説明もきちんといわれるべきではないか」「年金生活の高齢者ほど律儀に協力してくれるが、暮らしぶりを考えるとお願いするのも気が引ける」などの様々な声を耳にし、あらためて各募金について確認しました。

現在、自治委員を通して自治会長さんをお願いする募金は、福祉保健部が担当する「日赤募金」と赤い羽根の「共同募金」、大分市緑化推進協議会が行い公園緑地課が事務を担っている「緑の募金」の3つです。当然、これらは全て任意の募金であり、強制徴収でないことを確認しています。

今回、こうした募金活動について広く情報を得るため、インターネットで「自治会 募金」と入力したところ、上部に「強制」という単語が自動的に出てきました。こうした「もやもや」が全国的に広がっていることがうかがえます。

地域のつながりが希薄になり、助け合いやお互いさまの精神で継承されてきた募金活動にも、価値観の変化や現実生活の厳しさが重くのしかかっています。しかし、多くの市民が生活にかかる負担増でいっぱいとも言える中、こうした声を安易に批判することもできません。みんな生活が大変…というため息は飛び交っています。

また、自治会費についても「高齢者(の暮らし)は大変で、月400円の自治会費を分けて届けに来てくれる高齢者がいる。本当に困っている人からお金を集めるのは心苦しい」といった声も届いています。

募金に対する認識や取り組み状況は、自治会ごとに異なっており、特に募金については考え方を共通認識にすることは難しいと思います。ただ、ひとつ言えるのは、行政側からは、常に丁寧な協力依頼を行うこと。募金は強制ではなく任意であり、目標額を集めることを第一義とせず、個人や地域の財政的実状には十分に配慮して頂くよう声をかけ、慣行や慣例にならないようにすること。担当課の共通認識のもと、行政からの説明文や依頼文を分かりやすく工夫し、柔軟な対応で取り組む基本姿勢を示して頂きたいと思います。

■今後の対応について、見解をお聞かせください。

※本会議では、執行部の答弁時間の兼ね合いで、各所で原稿の割愛が生じました